

# 居宅サービス契約書（訪問看護）

## 第1条 契約の目的

事業所は利用者に対し、介護保険法等関係法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

## 第2条 契約期間

この契約期間は「 年 月 日～ 年 月 日」までとします。  
なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。

## 第3条 訪問看護の内容

1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者およびその家族に説明します。

2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画(ケアプラン)の範囲内で可能なときは、速やかに訪問看護計画書の変更等の対応を行います。

3 事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

## 第4条 訪問看護の利用料

1 利用者は介護保険法等関連法に定める料金を支払います。

2 契約有効期間中、介護保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

3 利用者は利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対し文書で通知し契約を解約することができます。

4 事業者は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。

## 第5条 利用料の滞納

1 利用者が正当な理由なく利用料3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて催促し、なお払わないときは契約を破棄します。

2 事業者は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市区町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

## 第6条 契約終了

1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでもこの契約を解約することが出来ます。

2 事業者は、利用者が正当な理由なくまたは故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させた場合、または常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしめないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断したときは1ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。

3 その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。

- ・利用者が死亡、入院・入所または転出した場合
- ・利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
- ・その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

## 第7条 損害責任

1 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

## 第8条 秘密保持

1 事業者およびその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。

2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。

3 事業者およびその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。

## 第9条 苦情対応

1 事業者は、利用者またはその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。

2 事業者は利用者またはその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行なった場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

